

諮問案件の概要

1 多剤服薬管理指導事業の実施に係る個人情報の目的外利用内容の変更について
経緯及び趣旨

急速に進行する少子高齢化や国民生活の意識の変化等医療を取り巻く様々な環境が変化し、誰もが等しく医療を受けられる国民皆保険制度を維持するには、今後は生活の質の維持しつつ医療費の過度な増大を抑制するための取組が必要である。このような背景をもとに、国（厚生労働省）において「医療費適正化計画」（平成20年4月施行）が策定された。

本計画では、医療費の増加を抑えるために、生活習慣病の重症化予防や平均在院日数短縮に向けた取組など様々な施策が掲げられ、墨田区の国民健康保険では、平成27年度から「糖尿病重症化予防事業」及び「多受診者指導事業」を行っている。

第3期の計画¹（平成30年～令和5年度）では、医療費適正化の取組目標として新たに「医薬品の適正使用（重複投薬、多剤投与の適正化）」が盛り込まれ、これを受け、東京都において令和2年度から「重複多剤服薬管理指導事業（都モデル事業）」を実施している。

墨田区では、現在「多受診者指導事業」として、重複受診（2か月間に同系の疾病で3医療機関以上受診）頻回受診（1か月間に同系の疾病で8回以上受診）重複服薬（1か月間に同系の医薬品が複数の医療機関で処方され、同系医薬品の投与日数合計が60日以上）がある被保険者に対し、訪問健康相談を行っているが、更なる医療費適正化の推進に向けて、東京都の「重複多剤服薬管理指導事業（都モデル事業）」に参加し、新たに、多剤服薬（連続した3か月間に10剤以上の薬剤を処方されている月が2か月以上を想定）管理指導の実施を予定している。その実施に当たり、個人情報の目的外利用について運営審議会の承認を求めるものである。

なお、重複服薬については、今まで区が委託した民間事業者が服薬管理・指導等を行ってきたが、令和4年度からは、新たに実施する多剤服薬の管理指導と併せて、都が委託した薬剤師会が行う。

1 医療費適正化計画は、第1期（平成20年～24年度）と第2期（平成25年～29年度）は5年間、第3期（平成30～令和5年度）は6年間で1期として実施している。

変更理由及び変更箇所

平成26年度第1回運営審議会では、重複・頻回受診や重複服薬について、診療報酬明細書（レセプト）の情報及び電話勧奨を行うための被保険者異動届の電話番号の利用について、個人情報の目的外利用の承認を得ている。今回新たな事業として、多剤服薬管理指導事業を行うため、目的外利用する業務・事業の名称及び目的外利用の必要性について次のとおり変更する。

ア 目的外利用する業務・事業の名称

名称を「糖尿病重症化予防事業及び多受診者等指導事業」に改める。

イ 目的外利用の必要性

多受診者指導事業として、診療報酬明細書（レセプト）の情報を目的外利用して重複・頻回受診や重複服薬にある被保険者を抽出し、適正受診に向けた保健指導を行ってきたが、新たに多剤服薬にある被保険者を加える。

事業の概要

1 重複多剤服薬管理指導事業（都モデル事業）

目的

東京都と連携して、重複多剤服薬者に対する服薬管理・指導等を実施し、国民健康保険の被保険者の医薬品適正使用に対する意識向上を図ることで、被保険者の健康維持・増進及び医療費適正化を推進する。

事業内容

東京都は、薬剤師会に対し、服薬管理・指導の委託を行うとともに、医師会や医療機関に対し、事業の協力依頼を行う。

区は、診療報酬明細書（レセプト）等の情報を基に服薬管理・指導等を行う対象者を抽出し、対象者に対して事業案内及び事業参加の意思確認を行う。

薬剤師会の指定した薬局又は薬剤師は、事業の参加等に同意した対象者に対して、服薬管理・指導等を行う。

事業案内の送付対象者

約150人

スケジュール（予定）

6～8月：対象者選定・案内送付・参加者募集（参加勧奨の電話連絡を含む。）

9～11月：東京都薬剤師会の構成員である墨田区薬剤師会による服薬指導

2 委託概要

本区では、レセプト分析が技術的に困難であるため、専門的技術を取得している民間事業者へ、本事業において行うレセプトの分析による対象者の抽出を委託する。

また、通知の発送、電話による参加勧奨についても、事務の効率化を図るため、民間事業者へ委託する。

東京都は薬剤師会に対し、事業の参加等に同意した対象者への服薬管理・指導等を委託する。

3 本人への通知

全被保険者（約5万2千人）がレセプト分析の対象となるが、対象者が多く、通知に要する費用と事務量が膨大であるため、本人への通知は省略する。ただし、レセプト分析により抽出された事業案内の送付対象者（約150人）については、目的外利用した旨を本人に通知する。

4 個人情報の取扱い

個人情報の観点から適正な情報管理を行い、漏えい、紛失、改ざん、破損、その他の事故の防止に努める。

関連文書は、5年間保管・保存した後、廃棄する。

委託先である民間事業者への電子媒体の情報の受渡しは、個人情報を含む荷物等の貴重品専用の荷物運送サービスを用いて行う。委託先が電子媒体の情報を使用する際は、管理票により所在を明確にする。

なお、電子媒体は、保管庫に施錠した状態で管理させる。データは、委託先によって暗号化され、ネットワーク接続が切断した業務サーバで管理させる。

また、使用後の電子媒体は速やかに破棄させ、管理票で処理を確認する。

薬剤師会に提供する対象者の情報（対象者名簿・レセプト情報）は、別途、個人情報の取扱いに関する協定を締結し、適切に管理させる。

5 都モデル事業終了後について

「重複多剤服薬管理指導事業（都モデル事業）」は令和2年度から令和4年度までの時限的な事業であるため、令和5年度以降については、区の自主事業として、継続して実施する予定である。